



請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第32号
件 名	パレスチナ全域での即時停戦と早期に平和の実現を 求める請願
請 願 者	  宮地 美華子 外1名
紹介議員	小林 れい子 浅田 保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

イスラエル軍によるパレスチナ・ガザ地区住民への手段を選ばない攻撃により、毎日毎日未来ある子供たちが殺され、命が助かっても身体の一部を失うなど筆舌に尽くしがたい、極限を超える凄惨な状況が続いています。飢餓、感染症の蔓延も深刻です。住民の9割が難民とも報じられています。テロ行為への報復どころか、国家による狂氣的な殺戮であり虐殺、民族浄化にほかなりません。

なぜ止められないのでしょうか。

イスラエル政府が、占領している東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区に住宅を建設して、入植している問題は、国際法違反です。日本政府としても、イスラエル政府に対し、この措置を実施せず、入植活動を完全凍結するよう強く求めています。

しかし現実には、地区での2023年のパレスチナ住民の死者数は、国連人道問題調整事務所が記録をはじめた2005年以降最悪で、その半数以上が10月7日以降に殺されたと報じられています。イスラエル軍や入植者による暴力、拘束、住居破壊、侵略、道路の封鎖などがエスカレートしており、職場への往復だけでも命がけで、毎日の生活に恐怖を植えつけられています。

わたしたちは過去の戦争において、加害も被害も両方の苦しみを経験しています。ですから現在進行形で目の前でその苦しみが起きているなら、あらゆる手段をもって止めなければならない。それはいまの若い方たちの未来を、生きる希望を守ることではないでしょうか。

国際社会では、南アフリカがイスラエルに対するジェノサイド条約違反を提訴した裁判が、1月11日、国際司法裁判所（ICJ）においてはじまりました。

国内では、昨年末から日本国内の自治体においても停戦を求める決議や意見書の採択が続いています。「世界の恒久平和と永遠の繁栄を願う」非核平和都市宣言を行なっている文京区からも、文京区議会として以下の内容を日本政府にはたらきかけることを求めます。

請願事項

- 1 イスラエル、ハマス双方に対し、拘束している人びと全員の即時解放を求め、はたらきかけること。
- 2 イスラエル及びハマスを軍事支援している国に対し即時支援停止をはたらきかけること。
- 3 一刻も早い人道支援とパレスチナの平和実現にむけて、UNRWAへの資金拠出を継続するとともに、イスラエル政府の侵攻を終結させるため、あらゆる手段を講ずること。
- 4 国際司法裁判所（ICJ）における南アフリカの提訴に賛同すること。